

年末調整について 用意はお早目に

平成29年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させてよい新年を迎えましょう。

■「年末調整」とは
給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになります。しかし、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られていますが、実際には年の

中途で給与の額に変動があること、②年の中途中で控除対象扶養親族の数などに異動があつても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡つて各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このようない一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を「徴収」又は「還付」し精算することが必要となります。

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

この精算手続きのことを「年末調整」といいます。

■主な留意事項

【給与所得控除額の改正】

平成29年分の所得税の計算では、給与収入が1000万円超の場合の給与所得控除額は220万円が上限とされています。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されています。

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

【給与支払事務所等の移転届出書に関する改正】

「給与支払事務所等の移転届出書」について、移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長への提出が不要とされました。

このため、平成29年4月1日以後の移転に係る当該届出書については、移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長へのみ提出すればよいことになりました。

【配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正】
(平成30年から適用)
配偶者控除の額について、居住者本人の所得に応じて3段階で配偶者控除額を遞減させ、合計所得金額が1000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(改正前:38万円超76万円未満)とされました。

●無効とされた契約の事例●

損害賠償責任の否定	スポーツジムが「事故には一切の責任を負わず」との契約条項を盾に賠償金支払いを拒否
不当に高額なキャンセル料	結婚式場が、1年後の披露宴の解約請求に対して契約料金の80%の違約金を要求
不当に高額な遅延損害金	衣装のレンタル業者が、返却遅れの客に年14.6%を超える遅延損害金を請求

例えば、スポーツクラブを運営する事業者に対し、トレーニング器具が故障してケガをした利用客が損害賠償を求めたケースで考えてみます。スポーツクラブ側には、「当クラブ内で発生した事故には一切の責任を負いません」という会員規約があります。この規約をもとに損害賠償請求を拒否できるでしょうか。

消費者契約法では、このような利用規約は無効と定めています。たとえ、被害を受けた利用者が契約の締結時にそのような条項の存在を認識していたとしても無効となります。それでは、規約に「損害額の50%まで賠償します」などと金銭的な上限を設けている場合はどうでしょう。消費者契約法ではこのような一部の免責条項は、合理性が認められ

契約条項に「当社では事故の責任は一切負いません」などと事業者の損害賠償責任をすべて免除する文言が盛り込まれているケースがあります。消費者契約法では、このような条項は消費者の利益を不当に害するとして、無効と定めています。そこで今回は、消費者契約法によって無効とされる契約条項について取り上げます。



消費者契約法に見る 無効とされる契約条項 —高額なキャンセル料など

る限り有効とされています。ただ事業者側に故意あるいは重大な過失があつた場合は無効とみなされます。

■高額なキャンセル料■

このように無効となる不当条項は他にもあります。例えば高額なキャンセル料です。結婚式場利用契約の運営会社が挙式予定日の1年以上前に挙式をキャンセルした申込者について、キャンセル料として「申込金10万円」を没収したケースがあります。

裁判では、1年以上前のキャンセルの場合、キャンセルされた挙式予定日に別の申込者の予約が入ることも十分期待できる時期であるから、10万円ものキャンセル料は平均的な損害とはいえない」と判断しています。

また、新古車販売のキャンセル料の事例では、新古車の注文につき、注文から2日後に消費者がキャンセルしたケースで、車両価格の15%相当の損害賠償金等を請求できるとの契約条項は、事業者には実際の損害は生じているとは認められないとして無効とされました。

事業者としては、商品の購入をキャンセルされた場合、別の購入者にその商品を販売すれば通常は損害が

生じないためです。

■通常生ずべき損害■

通常生ずべき損害とは、例えば、レストランで言えば、メニューが固定されており、予約したお客様のために仕入れた材料があつたとしても、他に流用することも可能です。したがって、流用したものの代金を控除した金額が「通常生ずべき損害」といえ、この場合は、お店に損害を立証する責任があります。

事例のような懲罰的で高額なキャンセル料、手数料、保証料などはトラブルの原因となり、裁判でも無効とされる可能性が高いといえます。

■信義誠実の原則■

事業者は、キャンセルの時期や損害の内容などから考えられる平均的な損害額しか請求できません。また、民法には相手の信頼を裏切らないよう行動すべきという「信義誠実の原則」があり、消費者契約法もその理念に反して消費者の利益を一方的に害する条項は無効にしています。

例えば、幼稚園の入園料を支払ったのち、授業料の値上げを通告され入園を取りやめた際に入園料の返還を拒まれたケースがありました。信義則に反するということで簡易裁判所から返還請求が認められたケー

■中小企業倒産防止共済制度の概要■

貸付制度

共済金貸付

- 取引先が倒産した場合、掛金総額の10倍か、売掛金債権などの金額のいずれか少ない金額を貸付。

共済金貸付金

- 必要な事業資金が生じた場合、解約手当金の最大95%を貸付。

掛金

毎金月額

- 5,000円から20万円まで。
(5,000円単位)

掛金のメリットなど

- 総額で800万円まで。
- 法人は損金、個人事業主は経費に算入できる。

掛金額

- 40ヶ月(3年4ヶ月)納付後であれば、いつ解約しても100%返戻。

■中小企業倒産防止共済制度■
取引先の倒産による連鎖倒産リスクに備え

取引先企業が倒産した場合、経営難や連鎖倒産に陥るリスクがあります。そのようなリスクに備え、回収困難となつた債権額を補填するための制度として、「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)」があります。そこで今回は、中小企業倒産防止共済制度の概要を紹介します。

中小企業倒産防止共済制度は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権などの回収が困難になつた場合、無担保・無保証人で資金の貸付けを受けることができる制度です。

共済への掛け金は、法人の場合は損金、個人事業主の場合は必要経費に算入できますので、節税対策としても効果的だといわれています。

【加入資格】

引き続き1年以上事業を行つている中小企業者。

【受けられる貸付の内容】

共済加入後6ヶ月以上経過して取引先企業が倒産した場合、売掛金や受取手形などの回収が困難となつた場合に、積み立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の貸付を受けることができます。

■中小企業倒産防止共済制度■

取引先の倒産による連鎖倒産リスクに備え

【共済事由】

(1) 法的整理手続(破産手続開始、再生手続開始など)

(2) 取引停止処分

(3) 私的整理(債務整理の委託を受けた弁護士等によって支払を停止する旨の通知がされること)

(4) 複数の災害の発生により手形等が「災害による不渡り」となること

と――などがあります。

なお、「夜逃げ」などは、本制度の取引先事業者の「倒産」には該当しません。

【毎月の掛け金】

毎月の掛け金は、5000円～20万円の範囲内(5000円単位)で自由に選べます。加入後に、増額することも可能です。掛け金は総額が800万円になるまで積み立てることができます。

また、加入者はいつでも共済契約をやめることができます。掛け金を12ヶ月以上納付していれば、自己都合の任意解約でも掛け金総額の80%以上、40ヶ月以上の納付月数の場合は100%の解約手当金を受け取ることができます。

【一時貸付金】

取引先事業者が倒産していない場合、共済契約者が臨時に事業資金を必要とする場合に、解約手当金の95%を上限として借り入れが可能です。

【申込み方法】

最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に申込金(1ヶ月分の掛け金相当)を添えて申し込んください。

【共済金の貸付額(上限)などの算定】

(例1)

掛け金総額100万円の共済契約者について、取引先事業者が倒産し、売掛金債権などとして1500万円の被害額が発生した場合は、100万円が控除され、掛け金総額の残高は0円になります。

この場合、掛け金総額から100万円が控除され、掛け金総額の残高は0円になります。

(例2)

掛け金総額800万円の共済契約者について、取引先事業者が倒産し、売掛金債権などとして5000万円の被害額が発生した場合は、5000万円が貸付額の上限となります。この場合、掛け金総額から5000万円が控除され、掛け金総額の残高は300万円になります。

2017
研究開発税制
Q&A



経済産業省



■ 経済産業省 ■ 「研究開発税制 Q & A」を公表

経済産業省は、「2017 研究開発税制 Q&A」をこのほど公表しました。公表されたパンフレットは48ページの冊子で、沖縄税理士会調査研究部が経済産業省からの委託を受けて作成。平成29年度税制改正において拡充された研究開発税制の内容を反映したものとなっています。

研究開発税制とは、試験研究費に対する税額控除制度で、青色申告法人の各事業年度に試験研究費（原材料費、人件費、委託費、経費など）が発生した場合、その総額のうち一定割合に相当する金額がその事業年度の法人控除割合となります。

パンフレットの内容は、研究開発税制の概要、試験研究費の対象となる「人件費」、研究開発費と固定資産、研究開発のための体制づくり、資金調達の方法、研究開発税制の税額控除計算の各項目についてQ&A方式で中小企業の経営をベースに分かりやすく解説をしています。

同パンフレットは経済産業省HP上に掲出されていますのでご参考下さい。

税額から控除されるというものです。

また、「中小企業技術基盤強化税制」という優遇措置により、中小企業者がより大きな税額控除を受けられる制度となっています。例えば、控除税額を求める際の計算（総額型）で比較をしてみると、大企業は、その事業年度の試験研究費の額に対し6～14%の税額控除割合となるところ、中小企業者は12～17%の税額控除割合となります。

今年、東芝は原発子会社の巨額損失などにより経営危機に陥り、優良事業である半導体の売却を決めました。かつてその高い技術力に裏打ちされた国際競争力で栄華を誇った名門企業がなぜ、実質解体状態に陥ってしまったのでしょうか。▼東芝は品質や信頼性を重視する一方、変化を嫌い、問題を先送りにする企業体質が事態を深刻化させました。「何が正しいか」ではなく、「誰の指示」によるものかが重視される企業風土も背景

12月の税務と労務

一税務

★給与所得の年末調整

調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
★給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出

(1)提出期限…本年最後の給与の支払をする日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納稅地の所轄税務署長

★固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

納期限…12月中の市町村の条例で定める日
★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（28年6月～11月分）の納付 納期限…12月11日

★10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…平成30年1月4日

★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成30年1月4日

★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成30年1月4日

★4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…平成30年1月4日

★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成30年1月4日

★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…平成30年1月4日

一労務

★健保・厚保の保険料の納付

納期限…平成30年1月4日

★賞与支払届の提出

賞与を支払ったときは、5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ提出

東芝の教訓

にあります。異論に耳を傾げず、現場を無視した上位下達の指示では社員は思考停止してしまいます。東芝が復活するためには、地道に一つひとつ改革を進めていくしかありません。▼東芝から学ばなければならないことは、東芝に起きた問題はどこに企業でもあり得ることです。「原発事業が悪かった」という結論ではなく、問題の先送り体質を正せなかつた組織のあり方まで掘り下げて考える必要がありそうです。